

10/1(火)から 消費税率の引き上げに伴い、使用料などが変わります

〈使用料などを変更する主な施設〉

| 対象施設など | 新料金などの一例 ※ () 内は9月末時点の料金 | | | 問い合わせ |
|-------------------------|------------------------------|-------------------|---|---|
| 道後温泉本館 | 神の湯階下 | 大人 | 420円 (410円) | 道後温泉事務所 ☎921-5141 FAX934-3415 |
| 椿の湯 ※据え置き | | | | 道後温泉 コンソーシアム ☎932-1126 FAX915-0126 |
| 道後温泉別館 あすかの 飛鳥乃湯泉 | 1階浴室 2階大広間 2階個室 | 大人 | 610円 (600円) 1,280円 (1,250円) 1,690円 (1,650円) | |
| 松山城山ロープ ウェイ・リフト | 片道料金 往復料金 | 小人 大人 | 140円 (130円) 520円 (510円) | 観光・国際交流課 ☎948-6557 FAX943-9001 |
| 松山城天守 | 観覧料 | 小人 大人 | 160円 (150円) 520円 (510円) | |
| 松山城駐車場 (喜与町一丁目) | 自動車 (バス以外) バス | 2時間 | 420円 (410円) 1,050円 (1,030円) | 松山城総合事務所 ☎921-4873 FAX934-3417 |
| ※2時間を超えると30分ごとに追加料金発生 | | | | |
| 鹿島公園 渡船施設 | 鹿島周遊 駐車料金 | 大人 1回 | 370円 (360円) 520円 (510円) | 観光・国際交流課 ☎948-6556 FAX943-9001 |
| くみ取り便槽 | し尿処理手数料 | 消費税率の引き上げ 分を加算 | | 環境指導課 ☎948-6439 FAX934-1812 |

※上表以外に、料金を変更する施設などもあります

〈水道料金・下水道使用料〉

Q いつから新料金になりますか？ — 検針は2カ月に1回です —

- A** ●偶数月検針の人は… 令和元年12月検針分 から
(令和2年1月支払分)
- 奇数月検針の人は… 令和2年1月検針分 から
(令和2年2月支払分)

| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 偶数月検針の人 | 検針 旧 | 旧料金 | 検針 新料金 | 新料金 | 検針 新料金 | 新料金 |
| 奇数月検針の人 | 旧料金 | 検針 旧料金 | 旧料金 | 検針 新料金 | 新料金 | 検針 新 |

※10月1日以降に使用を開始する場合は、10月から新料金

Q 料金はどれくらい変わりますか？

- A** (例) 水道メーター口径が13.20^{mm}で、2カ月に40立方^mを使用した場合の請求額

- 水道料金 5,590円 (2カ月でプラス108円)
- 下水道使用料 6,770円 (2カ月でプラス140円)

※水道料金・下水道使用料は、一部地域で異なります

☎水道料金=企水道サービス課☎998-9803・FAX948-0727
下水道使用料=下水道サービス課☎948-6530・FAX934-1981

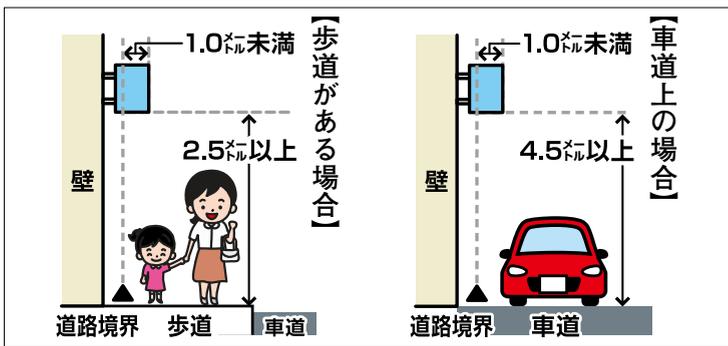
8月は「道路ふれあい月間」

みんなで道路を安全・快適に

生活に身近な存在の道路を安全で快適なものにするため、できることを考えてみましょう。

市道の維持管理にご協力を

また、水路上に設置する通路橋が市道の区域を含む場合、地元承諾だけでなく道路管理者の占有許可が必要です。



道路に穴や凸凹が…
路面やグレーチングなどに異常があれば道路管理課へ通報を

道路の傷みや陥没などは、事故を招くおそれがあります。市では、市民の皆さんからの通報や道路パトロールにより、路面の破損などの早期発見・補修に取り組んでいます。

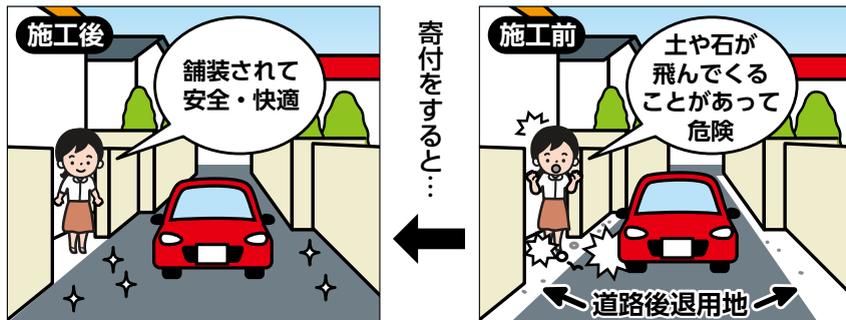
道路に商品や看板を置かないで
看板設置などは許可が必要

道路上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されています。看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合は、道路管理者の占有許可が必要です。設置できる看板や日よけの条件は左図のとおりです。

身近な道路を美しく
市道の清掃美化活動に取り組みたい(ロードサポーター・プチサポーター)を募集しています。参加団体には、清掃用具支給などを支援します。

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修を行います(右図参照)。

また、寄付していただける場合は、分筆登記などにかかる費用を市が負担します。



生け垣の手入れを忘れずに
生け垣や植木が道路にはみ出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。

道路後退用地の寄付にご協力を

☎道路管理課各担当▶市道の維持管理・道路ボランティア=総務管理担当☎948-6471▶市道の舗装・維持補修など=工事担当☎948-6478▶道路占用および占有物件など=占用担当☎948-6473▶道路用地の寄付など=路政・境界担当☎948-6847(共通FAX934-1805)

市が管理する道路は…?
道路には国・県・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるほか、市ホームページでも調べることができます。

※検索方法は、トップページ「地図情報」→「e-yomaちナビ」市道路線情報地図を確認

道路照明灯が消えていたら連絡を
車や歩行者の安全を守るため、夜間の道路を明るく照らす道路照明灯。消えていたり、昼間でも点灯している道路照明灯を発見したときは、道路管理課へ連絡してください。

なお、電柱などに設置している照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。夜間に消えているなどの異常がある場合は、お住まいの町内会の代表者に相談してください。

またロードサポーターは、参加団体名を記載した表示板の設置や、1年以上の活動継続により活動区間の市道に愛称名を付けることもできます。